

# 物価高騰対策に係る支援金のご案内



電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯（令和4年度住民税非課税世帯等）に対し、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を給付するものです。



## 給付額

1世帯あたり

5万円

+

山口市独自の支援金（物価高騰対策一時支援金）

1世帯あたり

1万円

あわせて給付します！

手続き方法や支給方法等の詳細は裏面をご確認ください

## 受給者

給付対象者が属する世帯主  
（住民税非課税世帯等）

山口市ウェブサイト

「物価高騰対策に係る支援金について」ページ



「物価高騰対策に係る支援金」に関する振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。

ご自宅や職場などに山口市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

もし不審な電話がかかってきた場合にはすぐに山口市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。



# 山口市給付金コールセンター

TEL.083-902-3100

受付時間 8:30~17:15

土日祝日  
除く

山口市独自の支援金「物価高騰対策一時支援金」と一体的に手続きができます。

## 給付対象者手続き方法

**1** 基準日（令和4年9月30日）時点において、世帯全員の住民税均等割が非課税である世帯

### プッシュ型給付

令和4年6月1日以前から山口市にお住まいの方

「給付のお知らせ」が届きます。  
（特に手続きは必要ありません）

振込口座の変更や受給辞退をされる場合は、「給付金コールセンター」にご連絡ください。

令和4年6月2日以降に山口市に転入した方がいる場合

「確認書」が届きます。  
中身を確認して、返信をしてください。

提出期限  
令和5年

**1月31日**

**2** 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

### 申請に基づく給付

物価高騰対策に係る支援金の受取は  
**申請が必要** ですので、お問い合わせください。

※申請される時には、**事前予約** が必要です。



**年間収入額**  
(令和4年1月から12月の  
任意の1ヵ月収入×12月)  
**年間所得額**  
(令和4年中の年間所得)

≤

**非課税限度額  
相当額**

※世帯全員分の確認が必要です。

申請期限

令和5年

**1月31日**

収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合は、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

## 支給方法

**口座振込**

口座をお持ちでない方は、お問い合わせください。

## 支給日

「給付のお知らせ」案内が届いた方

**指定する日**

確認書・申請書の方

受理してから  
概ね2週間後に  
指定口座に振込予定